主 文

本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実

一 控訴人は「原判決を取消す。控訴人が被控訴人(以下被控訴会社ともいう)に対し雇用契約上被控訴会社荻窪工場を就労場所とし同工場総務部施設課所属の従業員としての権利を有することを仮りに定める。被控訴人は控訴人に対し昭和四四年二月から同四九年一月まで毎月二五日限り金四万七三一八円を支払え。訴訟費用は第一・二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は控訴棄却の判決を求めた。

二 当事者双方の事実上の主張および疏明関係は次のとおり附加するほか原判決事実摘示(原判決二枚目表八行目から一〇枚目表七行目までと同一である(但し、原判決四枚目表末行中「申請理由(一)(三)は認める。」の次に「但し、控訴人は昭和二四年一一月一二日企業整備に基く人員整理によつて富士産業から解雇されていたものであつて、東京地方裁判所が昭和二五年六月三〇日にした仮処分決定により仮りに従業員たるの地位を保全されて勤務していたに過ぎず、被控訴会社の正式の従業員ではない。」を加える。)からこれをここに引用する。

(被控訴人の主張)

労組法一七条の立法趣旨は、労働協約の規範性を協約の部外者にも及ぼすことによって協約当事者たる労働組合自身の統制力の維持強化をはかるとともに一つの工場、事業場における労使関係の安定に寄与せしめることにあるのであつて控訴人主張のように解すべきではない。協約当事者たる労働組合の団結の擁護とこれによる企業内の平和維持を主眼とするものであつて、かかる目的が達成されることが労働組合ないし組合員或いは当該企業内の労働者の福祉に直結するものであるという立場に立つているものと解すべきである。

大多数の組合員が当該労使間の労働協約に定める労働条件(本件でいえば定年制)に遵つているのに当該企業内の極めて少数の未組織労働者がそれよりも有利な労働条件を労働組合に加入していないという理由をもつて既得権として享有し得るとすれば、それこそ労働組合の団結を乱し、当該企業内の平和維持は根本から覆えされることはいうまでもなく明らかである。したがつて、たとえ未組織労働者が協約成立以前に協約の定める基準より有利な労働条件を内容とする労働契約を締結している場合でもそれが新に成立した協約の基準に牴触する限り将来に向つて当然その効力を失い未組織労働者の同意の有無に拘らず協約の効力を受けるものとすることが極めておりである。

(控訴人の主張)

(一) 控訴人が昭和二四年一一月一二日解雇され、昭和二五年六月三〇日東京地 方裁判所の仮処分決定により同年七月一日復職したものであることは争わない。し かし、控訴人は東京地方裁判所の右仮処分決定により従業員たる地位を保全され (右決定は最高裁判所において確定)、したがつて、控訴人は従業員としての処遇 を被控訴人に対し請求する権利がある。

(三) 本件男女別定年制には合理的理由がない。

1 女子の生理機能と男子のそれとに差異があるという自然的事実は異論がないが、被控訴会社には労働者の生理機能の優劣とは直接関連をもたない職種も多数あるのであるから、そのような自然的事実の故に定年に関し女子を男子より不利益に扱うことに合理性ありということにはならない。生理機能の年令的変化の上で男女間に特別の差はない。

2 我国における企業の二〇パーセント近くが男女差別定年制を設けているということも合理性を認める理由にならない。控訴人はもともと男女に定年差別のない企業と労働契約を結び長年にわたり勤務していたところ、突然控訴人の関知しない事情によつて企業合併が行われ、控訴人の意思を無視して就業規則が変更され定年が五年短縮されたのであつて、しかも、企業における定年制は延長の傾向にあり、労働者の稼働年限も延長されつゝあるという社会状勢の中においてなされたのである。かゝる事情を捨象して男女差別定年制の実施状況をその合理性の根拠とすることは不当である。

3 被控訴会社が昭和二三年来本件男女差別定年制をしいてきたことを合理性ある ことの根拠とすることも不当である。

控訴人はプリンス自工が被控訴会社に合併されるまでプリンス自工の従業員として男女差別のない定年制を定める就業規則の適用を受けていたのであり、少くとも満五五才までは勤務し賃金を得られるものと確信しそのような生活設計の下に生活してきたのであるからこのような事情を無視して企業合併後の会社の利益だけに目を向け、本件定年制に合理性ありとすることは不当である。

仮りに、女子従業員が男子従業員に比べて勤務年数を経ても企業への貢献度が向

上しないような事態を招いたとしても、それは被控訴会社が自ら招いたもので、そのことの故に男女の定年に差別を設けることは信義則に反する。

なお、控訴人がこれまで従事してきた業務も補助的業務ではなく、一定の経験であって、控訴人はこれを大過なく遂行してきたきである。中級程度の業務であって、控訴人はこれを大過なく遂行してといる。 からいて、控訴人は昭和一六年中島飛行機株式会社に入社の工人とが製図工具を経ての工人を設計課に属して前同様の業務に知れて、昭和二四年を経て配出に治具を操作して部の業務に従事した。の業務に従事したのであるが、翌年七月に関立のではない。 1 とのは、1 との

被控訴会社の賃金体系では、勤続年数に応じて上昇する賃金の額は一方的査定によつてきめられる部分が極めて大幅に留保されており、現実の運用上は女子は男子より低賃金に押えられ、その差は勤続年数に応じて拡大する。

より低賃金に押えられ、その差は勤続年数に応じて拡大する。 6 被控訴会社において従来から満五〇才を超えてなお勤続する女子従業員がいなかつたとしても、それは本件定年制が維持された当然の結果であつて、そのことを本件制度設定の動機として合理性を認める根拠とすることは不当である。

本件制度設定の動機として合理性を認める根拠とすることは不当である。 7 就業規則五七条二項但書に定める定年延長の措置も、その発動は完全かつ一方 的に被控訴会社の意思に委ねられているもので、定年制度全体を合理的ならしめる 根拠にはならない。

(四) 本件解雇は解雇権の乱用として無効である。

本件解雇の唯一の理由は使用者側の都合であつて、控訴人には何ら責められるべき理由のないところ、控訴人はこれによつて現に生計の危機に瀕しており、他に就職の道を求めるとしても、従前と同程度の賃金その他の労働条件と従来の経験を有効に活用し得る職種を兼ね備えた職場を見出すことは現在の社会状況下では極いて困難である。一方、被控訴会社にとつて、本件定年制を控訴人によつては動しておるとして労働をであるとしても、それは企業合併のためであつて、企業の統一化・画一化が妨げられるとしておきながらその結果として労働との統一化・西一化が妨げられるとしておきながらその結果として発生した不統の統一化し画一化することは憲法上も信義則上も許されない。のみならず、旧プリンスの従業員は合併前からの被控訴会社の従業員とは合併があるようで、とも定年制の関係で問題となる旧プリンスの女子従業員は全員となるにしており、その間の人事交流はないのであるから、事実上被控訴を異にしており、その間の人事交流はないのであるから、事実上被控訴を異にしており、その間の人事交流はないのであるから、事実上被控訴といて労働条件の不済合・不統一による不便・不利益は考えられない。

(疏明) (省略)

理由

一 控訴人が昭和二一年一月一五日富士産業株式会社(以下富士産業と略称する。)に雇用され同会社荻窪工場に勤務していたこと、昭和二五年七月富士精密工

三 しかるところ、被控訴人が昭和四三年一二月二五日控訴人に対し、「控訴人は昭和四四年一月一四日をもつて、会社の就業規則第五七条により同月末日限り退職を命ずる」旨の通告(以下本件退職通告という。)をなし、昭和四四年二月一日以降控訴人を従業員として取扱わず就労を拒否していること、被控訴会社の就業規則第五七条第一項には従業員は男子満五五才、女子満五〇才をもつて定年とする旨定められているところ、控訴人が大正八年一月一五日生れの女子で昭和四四年一月一四日をもつて満五〇才に達するものであることは当事者間に争いない。

そして、右就業規則の条項は控訴人に適用されるべきではないと控訴人は主張し 争いがあるので次項以下においてこの点の判断する。

四 控訴人は、まず、控訴人の定年については本件合併前においてプリンス自工と その従業員間の雇用関係を規律していたプリンス自工の就業規則第四五条による満 五五才とされるべきであるという。

しかしながら、控訴人の定年についても、本件協約の効力により被控訴会社の就業規則が適用されるべきものと解するのが相当である。その理由は原判決説示の理由(原判決一一枚目裏五行目から一六枚目裏末行まで)と同一であるからこれを引用する。

五、次に、控訴人は被控訴会社の就業規則第五七条第一項中女子の定年に関する部分は何ら合理的理由に基づくことなく、専ら労働者の性別を理由とする差別であるから本件協約中女子定年に関する部分は民法第九〇条に違反し無効である、と主張する。

そして、本件協約が、本件合併期日において被控訴会社に吸収合併されるプリンス自工の従業員の労働条件その他の待遇に関する基準を合併時における被控訴会社の労働条件その他の待遇に関する基準に統一する方法として締結され、従業員の定年に関しては合併に伴う経過措置として昭和四〇年中に定年年令に達するものについては従来の慣行に基づく既得権を保障する措置がとられたが、その他については被控訴会社の基準によるものとされ、被控訴会社においては就業規則第五七条一項によつて女子の定年年令は男子のそれより低く満五〇才とされていたことは前示のとおりである。

ところで、定年年令についても右のように女子のそれを男子のそれより低くする取扱は、それが専ら女子であることのみを理由とする以外に他に合理的理由が認められないときは憲法第一四条の趣旨に反し公序良俗に反するものと解するのが相当であるところ、本件協約の目的、その締結経過は右のとおりであるから、被控訴会社の男女別定年制をそのまゝ本件合併時以後におけるプリンス自工の事業場においても採用することに合理的根拠があるものと認められない限り、本件協約中女子の定年年令に関する部分は専ら女子であることのみを理由とするものとして無効とすべきである。控訴人の前記主張は以上の見地に基いて判断すべきである。

そこで、成立に争いのない疏乙第四号証、第一一号証、第一三号証、原審証人Bの証言により成立の認められる疏甲第二七号証、当審証人A、同Cの各証言に弁論の全趣旨を総合すると

人間の生理的機能の年令的変化という点においては男女間に特別の差はないが、一般的にみて生理的機能水準自体は女子は男子に劣り、女子の五〇才のそれに匹敵する男子の年令は五二才位、女子五五才のそれに匹敵する男子の年令は七〇才位とみられていること、プリンス自工も被控訴会社も自動車製造を業とする企業であり、女子従業員は特に生産部門においては男子と同等の作業を要求し得ない分野が

あり、看護婦・電話交換手・タイピストなどの専門職種は別として庶務・人事・経理・設計等の部門でいわゆる一般事務に従事しているものが大部分であること、被 控訴会社は年功序列型の賃金体系を採用しておる(プリンス自工も同様である)

以上の事実がそれぞれ認められるのであつて、右事実からすれば、本件合併後におけるプリンス自工の事業場の従業員についても、被控訴会社の従前の従業員につ いてと同様に、女子従業員は一般的にいつて職場が男子のそれよりも狭く限定さ れ、その職場での業務は入社後数年すれば習熟し、それ以上の勤続年数を重ねてもその企業への貢献度は男子従業員に比して向上せず、賃金と労働能率のアンバランスは男子従業員より早期に生ずるとみることができる。
してみれば、プリンス自工の従業員の待遇に関する基準を本件合併時における被してみれば、プリンス自工の従業員の待遇に関する基準を本件合併時における被

控訴会社の従業員の待遇に関する基準に統一させることとし、その結果定年年令に ついて男女の差別取扱をすることとする本件協約が専ら女子であることのみを理由

とするものではないというべきであるから、控訴人の主張は採用できない。 控訴人は、生理的機能の優劣に関係がなく女子や高年令者に不向きではない職種 職場が被控訴会社には多数あり、控訴人自身そのような職種・職場で業務に従事してきたと主張し、前記のごとき事情は合理的理由を認める根拠にはならないという のであるが、どのような職種・職場にどのような従業員を雇用し、配置するかは使 用者の事業経営方針によつて定められるべきものであつて、被控訴会社のような重 工業を営む会社において使用者の経営方針に従つた雇用配置をするときは(その巧 拙はともかく)、前述のごとき女子従業員に対する評価が一般的になされる以上、 これを理由とする男女の差別取扱が合理的根拠を欠く公序良俗に反するものという ことはできない。また、控訴人は男女の賃金には格差があり、女子従業員の労働能 率と賃金のアンバランスは男子のそれより早期に生ずることはないという。そし て、当審証人Aの証言とこれにより成立の認められる疏甲第三四ないし第四〇号証 によると、被控訴会社の賃金支給の現実は従業員の勤続年数が同等なのに賃金の上 昇という面では女子は男子より一般に劣つていることが窺われるのであるが、この ことから、昇給額決定の諸条件が性別を除いてすべて同一である場合にもなおかつ

格差があるものと速断することはできず前記判断の妨げとするに足りない。 次に、控訴人は定年年令に関し男女を差別する取扱をすることを必要とする事態が生じたとしても、それは被控訴会社が自ら招いたもので、このことを理由とする 差別取扱は信義則に反するという。しかしながら、差別取扱の必要の有無は経営の 実態に即して判断せられるべきものであつて、他の経営方針をとることにより避け 得るものであるかどうかまでも判断すべきものではないから被控訴会社の経営の実 態が異常のものでない限り、控訴人の所論は採用できない。 六 次に控訴人は本件解雇は解雇権の乱用として無効であると主張する。

しかしながら本件協約を無効とすべき理由はなく、その効力が協約当事者たる労働組合に属しない控訴人にも及ぼされる以上控訴人主張の事情あるの故をもつて解 雇権の乱用というに該らないからこの点の控訴人の主張も採用できない。

してみれば、控訴人が満五〇才に達した月の末日である昭和四四年一月三一日 をもつて控訴人と被控訴人間においては雇用関係は(保全処分により保全されたも のも含めて)すべて終了したものというべきであり、したがつて被保全権利の疏明 なきに帰し、保証をもつて疏明に代えることは相当でない。よつてこれと同趣旨に おいて控訴人の本件申請を棄却した原判決は相当であり控訴人の本件控訴は理由が ないから棄却し、民事訴訟法第八九条により控訴費用は控訴人の負担とし、主文の とおり判決する。

(裁判官 谷口茂栄 綿引末男 宍戸清七)